

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正 (県例規集登載)	県民生活交通課
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定	健康推進課
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退	〃
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	長寿社会課
○ 保安林の解除予定	治山課
〃	〃
〃	〃
○ 道路の区域変更	道路整備課
○ 道路の供用開始	〃
【公告】	
○ 土地改良施設の管理規程の認可	耕地課
○ 土地改良区清算人の就職届	〃
【公安委員会】	
○ 暴力団員等に対する利益供与の禁止等の規定に違反した旨の勧告をした旨の公表	組織犯罪対策第二課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第三百七十九号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十八年度分の補助金から適用する。

平成二十八年七月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表県民生活部の部岡山県新しい公共の場づくりのためのモデル事業補助金の項、多様な主体の協働による地域支援事業補助金の項、岡山県中山間地域交通手段検討モデル事業補助金の項、岡山県地域公共交通利便性向上等推進事業補助金の項及び岡山県公共交通利用促進等総合対策事業費補助金の項を削り、同部地域おこし協力隊活用促進事業補

助金の項中

3 地域おこし協力隊相談員設置事業

を

3 地域おこし協力隊相談員設置事業
4 地域おこし協力隊空き施設等活用支援事業
5 地域おこし協力隊夢応援事業

に改め、「二〇〇万

円」の下に「4については一件当たり五〇〇万円、5については一人当たり五〇万円」を加え、同部おかやま大学生中山間地域等研究・連携促進事業補助金の項中「一〇〇万円」を「五〇万円」に改め、同部晴れの国おかやま！農山村サテライトオフィス等誘致

事業補助金の項中

市町村が誘致するサテライトオフィス等の開設に要する空き家等の改修その他設備の整備に要する経費	総事業費から市町村負担額及び企業等の負担額を除いた額。ただし、一事業当たり一、〇〇〇万円を限度と
--	--

を

<p>1 市町村が誘致するサテライトオフィス等の開設に要する空き家等の改修その他設備の整備に要する経費</p> <p>2 市町村が整備するシェアオフィス等の開設に要する空き家等の改修その他設備の整備に要する経費</p>	<p>1 総事業費から市町村負担額及び企業等の負担額を除いた額。ただし、一事業当たり五〇〇万円を限度とする。</p> <p>2 補助対象経費の二分の一以内。ただし、一事業当たり五〇〇万円を限度とする。</p>
---	--

する。

に改め、同部吉備高原都市集合住宅用地

活用促進事業補助金の項中「民間事業者」を「法人」に改め、同部岡山県原子力立地給付金交付事業補助金の項中「一般電気事業者又は特定規模電気事業者」を「小売電気事業者等」に改め、同部岡山県広域特別補導活動促進事業補助金の項を削り、同部青少年育成県民運動推進補助金の項中「定額」を「補助対象経費の二分の一以内」に改め、同部岡山県人権啓発パートナーシップ推進事業費補助金の項中「及び一般財団法人」を「、一般財団法人、社会福祉法人及び医療法人」に改める。

◎岡山県告示第三百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十八年七月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

洪藤医院

和気郡和気町父井原四三四番地の一

平成二十八年七月一日

◎岡山県告示第三百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年七月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

ファーマシイしおかぜ薬局

笠岡市二番町二一一

平成二十八年六月三十日

平成28年7月1日 岡山県公報 第11800号

◎岡山県告示第三百八十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十八年七月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター ピュアライフ城西

2 所在地

岡山県津山市上紺屋町三一番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社モトマキノ

2 所在地

岡山県津山市小田中一三七五番地六

三 指定年月日

平成二十八年七月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二二四六

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

医療法人雄栄会角田医院

2 所在地

岡山県総社市中央三丁目三番一―三号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成28年7月1日 岡山県公報 第11800号

- 1 名称
医療法人雄栄会
- 2 所在地
岡山県総社市中央三丁目三番一―三号
- 3 指定年月日
平成二十八年七月一日
- 4 介護保険事業所番号
三三七〇八〇一―六三
- 5 サービスの種類
訪問リハビリテーション
介護予防訪問リハビリテーション

◎岡山県告示第三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年七月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

美作市滝宮字滝ノ宮八九の一、八九の二〇

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十八年七月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

美作市滝宮字滝ノ宮八九の一〇、八九の二〇、万善字猿ヶ谷一〇八九の一〇

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第三百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十八年七月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

美作市万善字猿ヶ谷一〇八九の二四

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

指定理由の消滅

平成28年7月1日 岡山県公報 第11800号

◎岡山県告示第三百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 岡山吉井線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
赤磐市五日市字年広一〇二番一地先から 赤磐市津崎字丸田一〇四番一地先まで	新	一〇・六 二一・八	四六〇・〇
赤磐市五日市字年広一〇二番一地先から 赤磐市津崎字丸田一〇四番一地先まで	旧	七・九 八・二	四六〇・〇

平成28年7月1日 岡山県公報 第11800号

◎岡山県告示第三百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の種類	区間	供用開始年月日
山口押撫線	岡山吉井線	路線名		
笠岡市篠坂字吉峰一七一二番一地先まで	笠岡市篠坂字河原田一五五六番一地先から			
	赤磐市津崎字丸田一〇四番一地先まで			
	赤磐市五日市字年広一〇二番一地先から			
	平成二十八年七月一日			

平成28年7月1日 岡山県公報 第11800号

〔二六二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、土地改良施設の管理規程を次のとおり認可した。

平成二十八年七月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良施設の名称

布原頭首工

二 土地改良施設の管理者

香々美川土地改良区

三 認可年月日

平成二十八年六月二十三日

四 管理規程の概要

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部耕地課に備え置いて縦覧に供する。）

平成28年7月1日 岡山県公報 第11800号

〔二六三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、土地改良区清算人の就職の届出があつた。

平成二十八年七月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

阿部土地改良区

二 就職清算人

就職清算人氏名 住 所

白神 郁夫 高梁市落合町阿部二六五一

金田 敏之 〃 〃 四二三

西平 善一 〃 〃 三一九四

◎岡山県公安委員会告示第百八号

次に掲げる者に対し、岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二十一条の規定による勧告をしたため、同条例第二十二条第一項の規定により公表する。

平成二十八年七月一日

岡山県公安委員会

一 勧告を受けた者の住所及び氏名

住所 岡山県倉敷市広江七丁目

氏名 横山健一郎

二 勧告年月日

平成二十八年六月十七日

三 勧告の原因となる事実

横山健一郎は、指定暴力団神戸山口組三代目熊本組組員であるが、飲食業を営む事業者から、平成二十八年二月二十九日午後八時十九分頃、岡山県内において、暴力団の活動を助長し、又は運営に資する目的で現金百万円の利益の供与を受けたものである。

四 勧告の内容

事業者から、暴力団の活動を助長し、又は運営に資する目的で、金品その他の財産上の利益の供与を受けてはならない。